平成２４年（フ）第１８２０号
横浜市南区東蒔田町５番地の１　小川荘２号
債務者　三居　達夫
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６６号
川崎市中原区新城１丁目16番２―301号、前住所川崎市多摩区長尾７丁目３番９号　グレースＴＡＫＡＮＥ101
債務者　郷右近絵美子（旧姓帯邉）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１４号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字仲田105番地302
債務者　大野　政光
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月15日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第８００号
名古屋市守山区苗代１丁目13番５号　サニーコート苗代106号
破産者　前口　友男
1　破産債権の届出期間　平成24年９月27日まで
2　一般調査期日　平成24年11月１日午前11時55分
平成24年８月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４９７号
大阪市東成区大今里南６丁目12番３号
破産者　ＳＨＩＮ設備興業こと　新藤　　聡
1　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
2　一般調査期日　平成24年11月１日午後４時
平成24年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２号
大阪府吹田市山田西４丁目４番14―111号
破産者　翼観光こと　村田惠一朗
1　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
2　一般調査期日　平成24年11月１日午後３時30分
平成24年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４３０号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地61棟1404号、従前の住所兵庫県伊丹市寺本４丁目77番地
破産者　安田　勝彦
1　破産債権の届出期間　平成24年10月４日まで
2　一般調査期日　平成24年11月８日午前10時
平成24年８月30日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４０号
埼玉県川越市小仙波町３丁目21番地１
破産者　平野　勇次
1　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
2　一般調査期日　平成24年11月７日午後１時30分
平成24年８月28日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５８号
京都市西京区桂乾町53番地94
破産者　小野　義雄
1　破産債権の届出期間　平成24年10月11日まで
2　一般調査期日　平成24年11月27日午前11時30分
平成24年８月30日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第５６４２号
神戸市東灘区甲南町４丁目３番29―103号、開始決定時の住所神戸市東灘区甲南町１丁目１番41―312号
破産者　土井　吉光
1　期日　平成24年10月31日午後３時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６２号
宮崎県都城市鷹尾３丁目36街区17号タカオアリーナ102
破産者　椎屋　聖子
異議申述期間　平成24年10月31日まで
平成24年８月31日　宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１６２号
宮崎県日向市亀崎西２丁目59番地
破産者　海野　衣代
異議申述期間　平成24年10月31日まで
平成24年８月31日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第１４６号
愛知県江南市古知野町宮前115番地
破産者　藤本梨恵子こと吉田梨恵子こと吉田莉枝子こと　朴　　惠美
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１７０号
愛知県一宮市昭和１丁目12番11号
破産者　池戸　　進（旧姓寺西）
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０２３号
東京都台東区三ノ輪１丁目28番12号
清算株式会社　株式会社元気ホーム
代表清算人　松本　健治
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０４９号
東京都品川区西五反田８丁目８番14―302号
清算株式会社　株式会社ワイ．エス．ケイ．城南
代表清算人　穴山紀世美
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続による債権者集会招集

平成２４年（再）第３６号
千葉県千葉市美浜区磯辺２丁目５番１号
再生債務者　石原鋼業株式会社
1　投票期間　平成24年10月15日まで及び平成24年10月23日午前10時債権者集会期日
2　債権者集会
⑴　期日　平成24年10月23日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成24年８月28日
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２４年（再）第５６号
東京都府中市南町５丁目38番地32
再生債務者　ミナミ株式会社
決定の要旨　平成24年８月27日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成24年８月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第６２号
愛媛県松山市千舟町５丁目７番地６
再生債務者　ＮＩＳグループ株式会社
決定の要旨　平成24年８月８日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成24年８月29日
東京地方裁判所民事第20部